

松江市告示第 182 号

松江市通行障害既存耐震不適格建築物耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 30 年松江市告示第 175 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 補助金の名称、補助金の交付の目的、補助金の交付対象建築物、補助金の対象事業費、補助金の額、補助事業者及び終期は次の表のとおりとし、 <u>予算</u> の範囲内で交付するものとする。		第 3 条 補助金の名称、補助金の交付の目的、補助金の交付対象建築物、補助金の対象事業費、補助金の額、補助事業者及び終期は次の表のとおりとし、__ <u>予算</u> の範囲内で交付するものとする。	
略		略	
補助金の交付の目的	松江市内に存する要安全確認計画記載建築物の所有者 <u>等</u> が、当該建築物の耐震診断を実施するに当たり、これに要する費用を補助することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。	補助金の交付の目的	松江市内に存する要安全確認計画記載建築物の所有者__が、当該建築物の耐震診断を実施するに当たり、これに要する費用を補助することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。
略		略	
補助事業者	要安全確認計画記載建築物の____ <u>耐震診断</u> (その結果が適切であることを第三者判定機関が判定するも	補助事業者	要安全確認計画記載建築物の <u>所有者</u> <u>で</u> 、 <u>耐震診断</u> (その結果が適切であることを第三者判定機関が判定するも

	の)を実施する者
終期	令和5年3月31日

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に法 _____ における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別記様式。以下「確認書」という。)を市長に提出し、その回答を得たうえで、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 登記事項証明書等の写しその他の交付対象建築物の所有者等を確認できる書類

(8) 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の同意が分かるもの(市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。)

(9) 交付対象建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面(申請者が区分所有者の代表である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震診断の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等)

(10)～(12)

(13) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書

(14)・(15) 略

	の)を実施するもの。
終期	令和4年3月31日

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者 _____ は、事前に改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(別記様式。以下「確認書」という。)を市長に提出し、その回答を得たうえで、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 当該建築物の所有者であることを証する書面(登記事項証明書等)

(8) 当該建築物 _____ の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面(申請者が区分所有者の代表である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震診断の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等)

(9)～(11)

(12)・(13) 略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。